

郷ノ浦地区公園清掃管理業務仕様書

名 称	除草作業・剪定作業 回数等(月)・従事人数	ゴミ収集
①猿岩駐車場	除草:年4回 (4月・6月・8月・10月) 作業員:1人 剪定:年1回適時 作業員:1人	お猿のかご屋の従業員で対応
②黒崎砲台跡	除草:年4回 (4月・6月・8月・10月) 作業員:1/2人	週1回 作業員:1/8人
③黒崎展望台	除草:年2回(4月・9月) 作業員:1人	月1回 作業員:1/8人
④黒崎芝広場	除草:年4回 (4月・6月8月・10月) 作業員:10人	—
⑤御津ノ辻公園	除草:年4回 (4月・6月・8月・10月) 作業員:1/2人 剪定:年1回適時 作業員:1人	月2回 作業員:1/8人
⑥牧崎公園	除草:年3回 (6月・8月・10月) 作業員:12人	週1回 作業員:1/8人 ※鬼の足跡内漂着物回収も含む
	※ 駐 車 場 含 む	
⑦岳ノ辻公園	除草:年3回 (6月・8月・10月) 作業員:12人	4月～11月:2日に1回 作業員:1/8人 その他:週1回 作業員:1/8人
	※ 駐 車 場 含 む	
⑧清水橋公園	除草:年4回 (4月・6月・8月・10月) 作業員:1/2人 剪定:年2回適時 作業員:1/2人	月2回 作業員:1/8人

【留意事項】

- ① 拾ったカン・ビンは、汚れ(土砂等)を落として、処理場に持ち込むこと。
- ② 市が作成した「清掃管理業務報告書」を、翌月5日までに提出すること。
なお、3月分に関しては3月中に提出すること。
- ③ 除草作業・剪定作業については、作業前と作業後の写真を撮り、報告書に添付し提出すること。
- ④ 当該業務において市が負担する費用は、ゴミ袋代とゴミ処理費のみとする。
- ⑤ 委託料の支払いについては、契約額を12で除した額を、毎月払い等分割することができる。
- ⑥ 公園等の異変(施設の故障、器物損壊等)に気づいた場合は、直ちに市に報告すること。
- ⑦ 清掃に関する苦情等が相継ぎ、市が清掃管理の不履行を確認した場合は、委託契約の解除をすることができる。
- ⑧ 漂着物は受注者の土地、又は、発注者が指定する場所に一時保管し処分するものとする。
- ⑨ 発注者は受注者に対し除草作業等の日程について変更等を要望してよいものとする。
ただし、受注者にやむを得ない理由がある場合は、日程変更等の要望を断ることができる。
- ⑩ 台風等の災害により通常と異なる対応をしなければならない場合は、受注者は発注者に対し作業内容を伝達し、発生しうる作業費は日数調整等で行うものとする。ただし、発注者が認める場合は、日程調整等ではなく別途作業費を払うものとする。
- ⑪ 年度当初又は年度前に、発注者及び受注者で現場確認を行い業務範囲等の確認を行うこととする。
- ⑫ 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、予期し得ぬ事態により受注者で対応できない業務が発生した場合に限り、あらかじめ発注者の承諾を得ることで業務の一部を委託することができるものとする。